道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において,一般の縦覧に供する。

平成21年3月17日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種 類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	東3-630号線	新潟市東区豊一丁目 1121番1地先から 新潟市東区豊一丁目 1121番5地先まで	
市道	東7-288号線	新潟市東区粟山字北谷内中 453 番 5 地先から 新潟市東区粟山字北谷内中 455 番 5 地先まで	平成21年3月17日